平成２１年（フ）第１０９号
福岡県田川市新町４番７号
債務者　酒井　榮子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第４０号
宮崎県日南市飫肥２丁目９番18号
債務者　益田　一夫
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第２４０号
兵庫県宝塚市武庫山２丁目４番78―517号、前住所兵庫県宝塚市大成町６番５号
債務者　國方眞知子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２５０号
兵庫県伊丹市鴻池２丁目14番５号　コメットマンションＡ711号、前住所兵庫県伊丹市北野６丁目45番地の３　アドリーム伊丹北野606号
債務者　上田　安富
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２７４号
兵庫県伊丹市伊丹３丁目８番１―301号
債務者　田原　裕子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第９９０号
神戸市長田区久保町２丁目１番５号　黒田ハイツ201号
債務者　楢﨑　裕司
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０４３号
神戸市灘区原田通１丁目２番９―1002号、従前の住所神戸市灘区城内通２丁目１番６―702号
債務者　丸山　　登
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０４４号
神戸市灘区原田通１丁目２番９―1002号、従前の住所神戸市灘区城内通２丁目１番６―702号
債務者　丸山　絹代
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０４６号
神戸市垂水区向陽３丁目４番30―202号
債務者　宮本　正樹
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０４７号
神戸市長田区海運町８丁目３番６号アーバンスクウエアー301号
債務者　荒井茂伸こと　朴　　賛鉉
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０５２号
神戸市西区櫨谷町栃木77番地の２
債務者　平山　久美
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０５４号
神戸市灘区神ノ木通３丁目２番２号
債務者　日野田　豊
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０６２号
神戸市東灘区住吉台６番11―404号
債務者　中村安砂美
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５１号
青森市大字浜田字玉川185番地80
債務者　中川英理子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６８号
奈良市高畑町1020番地の１
債務者　宮本　**皿**郎
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６８０号
熊本市小島７丁目４番１―102号市営小島団地１Ｃ－１、前住所熊本市砂原町15番地
債務者　西　　敏夫
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１４１号
沖縄県沖縄市諸見里３丁目26番35号　メゾン諸見里219号
債務者　森山　京美（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部